

【火災及び事故災害対策編】

実施機関別関係計画一覧

本計画においては、各章に対策機関を掲載するとともに、各機関ごとに関係する計画を次のとおり索引として作成した。

計 画 名	担 当 課	総務課	議会事務局	出納室	住民課	健康福祉課	建設課	企画推進課	農畜林振興課	教育委員会	消防団
第1章 大規模な火事災害対策		●			●		●	●			●
第2章 林野火災対策		●			●			●	●		●
第3章 重大事故発生時の町の措置		●			●	●		●			●
第4章 道路災害対策		●			●		●	●			●
第5章 陸上における流出油災害対策		●			●			●			●
第6章 危険物等災害対策		●			●			●			●
第7章 原子力事故災害対策		●			●	●		●			●
第8章 その他の災害対策		●			●			●			●

第 1 章 大規模な火事災害対策

第 1 節 火事災害の予防

大規模な火災を未然に防ぐため、町及び防災関係機関は、火災に強いまちづくりや防火管理の徹底等火災予防の充実強化を図る。

1 火災に強いまちづくり

火災による被害を防止、軽減するため火災に強いまちづくりを行う。

(1) 防災空間の整備

避難路、緊急避難場所、延焼遮断帯等の整備、公共施設の不燃化、耐震性貯水槽や備蓄倉庫、河川水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図る。

(2) 建築物の安全対策

公共施設の適切な維持管理、防火性能の向上を推進する。

2 建築物の火災予防

建築物の出火防止及び初期消火の徹底を図る。

(1) 消防用設備等の設置及び定期点検等による適正な維持管理を徹底する。

(2) 建築物の所有者等に対し、防火管理者を活用するなど、防火管理上の必要な業務を適切に実施するよう指導する。

3 防火知識の普及啓発

住民、事業所に対し、全国火災予防週間、防災週間等を通じて、幅広く防火知識の普及啓発等を行うとともに、地域において防災訓練等を実施し、避難の方法や消火器等の基本的な防火用資機材の操作方法等の習熟を図る。

4 消防力の強化

(1) 大規模な火災に備え、消防計画を作成し、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努める。

(2) 消防団、自主防災組織の育成に努め、地域防災力の向上に努める。

5 火災気象通報

県から火災気象通報の伝達を受けたとき又は火災警報の発令基準に該当したときは、必要により火災警報を発令する。

■ 火災気象通報の基準

- ◇実効湿度60%以下で、最小湿度40%を下回り、最大風速7 m/sをこえる見込みのとき
- ◇平均風速10 m/s以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき
(降雨、降雪中は通報しないこともある)

第2節 火事災害の応急対策

大規模な火災が発生した場合において被害の拡大を防止、又は軽減するため、町及び防災関係機関は、相互に連携して、迅速かつ的確な消火活動を実施する。

1 情報の収集と伝達

- (1) 火災の発生状況や、被災状況等の情報収集と、県への報告
- (2) 火災・災害等即報要領に基づく消防庁及び県への即報

2 消火活動等

(1) 応急措置

町及び消防機関は、火災の災害状況に応じ応急措置を実施する。

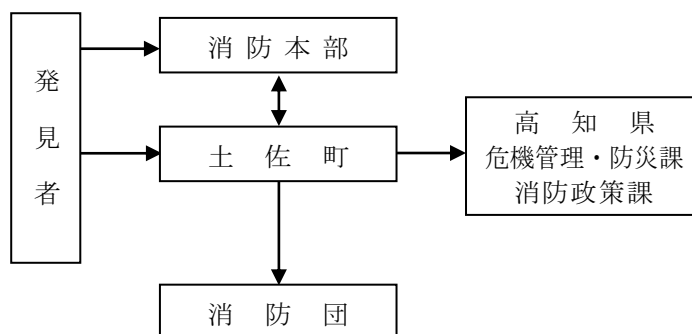
- ア 防災関係機関と連携した火災防ぎょ活動
- イ 現地災害対策本部の設置

(2) 応援要請

火災が拡大し、町単独での消火が困難な場合は、応援を要請する。

- ア 県に消防防災ヘリコプターの出動を要請し空中からの消火活動を要請
- イ 他市町村への応援要請

■ 大規模な火事災害時の通報・通信系統図



第 2 章 林野火災対策

第 1 節 林野火災予防対策

町の林野面積は 87.1%を占めるため、町及び防災関係機関は、森林所有者や地域の林業関係団体と連携して、必要な林野火災の予防対策を講じる。

1 予防対策

- (1) 住民の林野火災予防に関する意識の啓発
- (2) 火入れに対する土佐町火入れに関する条例に基づく届出（許可）及び条件の確認、違反事項の中止の指示
- (3) 火災発生危険期における出火防止の広報や林野の重点的な巡視の実施
- (4) 消防力強化のための防ぎよ資機材の整備及び備蓄

2 火災気象通報

本編第 1 章第 1 節「5 火災気象通報」を準用する。

第2節 林野火災応急対策

林野火災が発生した場合において、町及び防災関係機関は、相互に連携して、迅速かつ的確な消火活動を実施する。

1 情報の収集と伝達

本編第1章第2節「1 情報の収集と伝達」を準用する。

2 消火活動等

本編第1章第2節「2 消火活動等」を準用する。

3 二次災害の防止活動等

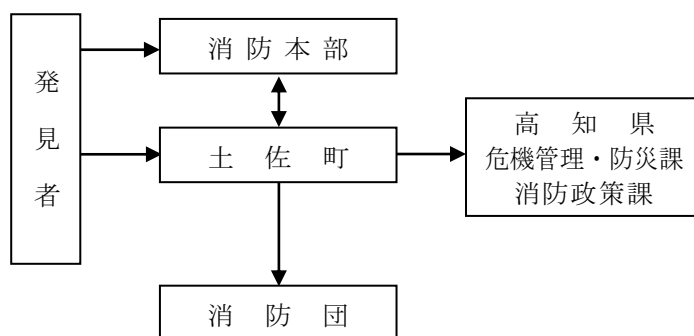
(1) 点検の実施

林野火災により被害を受けた地域の下流部において、降雨に伴う土砂災害等の防止策として、土砂災害等の危険箇所の点検等を行う。

(2) 防災対策の実施

点検の結果、危険性が高いと判断された箇所については、付近住民への周知を図り、応急対策を行うとともに、警戒避難体制を整備し、県と連携し応急対策、砂防設備、治山設備等の整備を行う。

■ 大規模な火事災害時の通報・通信系統図



第3章 重大事故発生時の町の措置

突発的に発生する車両事故、爆発事故等の重大事故について、各防災関係機関が事故発生時にとるべき基本的な措置について定める。

突発的な重大事故に対応するため、各機関のとるべき基本的な措置をあらかじめ定め、事故発生時には状況に応じ、各機関が役割を果たす。

機関名	重大事故発生時の措置
土佐町	<ol style="list-style-type: none"> 1 現地における応急的医療施設及び収容施設等の設置 2 死傷者の捜索、救出、搬出 3 災害現場の警戒 4 関係機関の実施する搬送等の調整 5 日本赤十字社高知県支部地区長又は分区長に対する協力要請 6 遺体の処理（遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理） 7 身元不明遺体の処理
高知県	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防防災ヘリコプターによる状況調査、救助活動 2 救急医療についての総合調整 3 救助、救急医療、死傷者の収容処理 4 医療及び遺体の処理に要する資機材の調達 5 公立医療機関に対する出動要請 6 日本赤十字社高知県支部に対する出動要請 7 医師会及び歯科医師会に対する協力要請 8 薬剤師会に対する医薬品の供給及び薬剤師の派遣要請
消防機関	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害現場での人命検索活動 2 災害現場での救助活動 3 負傷者等への応急措置活動 4 現地医療救護施設又は医療機関への負傷者等の搬送活動 5 その他市民の生命・身体に関する活動
高知県警察本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害情報の収集及び伝達 2 救出・救護及び行方不明者の捜索 3 避難誘導 4 被害拡大防止 5 緊急交通路確保等の交通規制 6 遺体等の検索、収容及び身元不明遺体の身元調査 7 遺体の検分（検視） 8 広報活動 9 その他必要な警察活動
自衛隊	<ol style="list-style-type: none"> 1 負傷者等の救出及び搬送等の支援 2 救護班、救助物資等の輸送支援
医療機関	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療の実施 2 傷病者に対する看護
日本赤十字社 高知県支部	<ol style="list-style-type: none"> 1 現地医療の実施 2 傷病者に対する看護 3 輸血用血液の確保
医師会 歯科医師会	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療施設の確保 2 所属医師の派遣
薬剤師会	<ol style="list-style-type: none"> 1 医薬品の供給及び薬剤師の派遣
西日本電信電話 株式会社	<ol style="list-style-type: none"> 1 緊急臨時電話の架設
四国電力株式会社	<ol style="list-style-type: none"> 1 照明灯等の設置

※この表に記載のない指定地方行政機関等の実施する措置については、各機関の業務計画等による。

第4章 道路事故対策

第1節 道路事故予防対策

道路施設の整備などの道路交通の安全確保のための予防対策を講じる。

1 町が管理する道路施設等の整備

- (1) 道路交通の安全確保を目的とした情報収集及び連絡体制を整備
- (2) 道路利用者に道路施設の異常に関する情報を迅速に提供するための体制整備
- (3) 道路施設等の点検を通じ、道路施設等の現況を把握
- (4) 道路における災害を予防するため、必要な施設等を整備

2 実践的な防災訓練の実施

国、県、警察及びその他の防災関係機関と連携して、実践的な防災訓練を実施する。

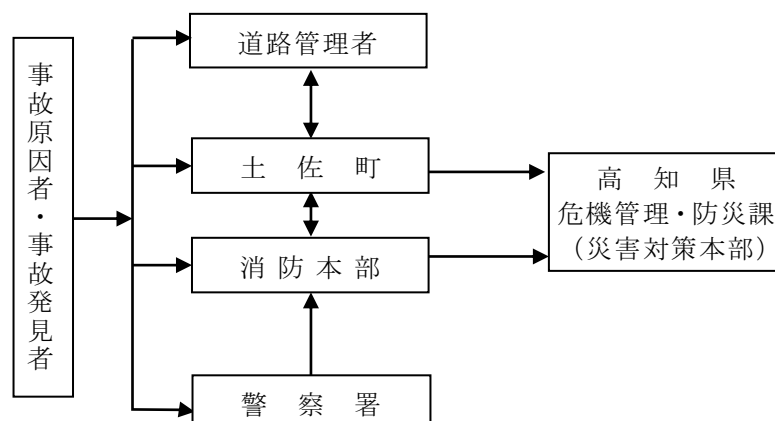
第2節 道路事故応急対策

道路建造物の被災等による被害が発生した場合において、町は防災関係機関等と相互に連携して、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

1 町が管理する道路施設等の道路災害応急対策

- (1) 速やかに被災者の避難誘導、交通規制等の必要な措置を対処
- (2) 危険物等の流出による二次災害のおそれがある場合は、他の防災関係機関と協力し、直ちに防除活動や住民の避難誘導等の必要な措置を対処
- (3) 事故発生直後における負傷者の救助・救急活動への協力
- (4) 迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の交通対処確保
- (5) 災害の状況、施設の復旧状況等の情報を収集し、的確に関係者へ伝達

■ 道路被害情報等の収集伝達系統図



第 5 章 陸上における流出油災害対策

第 1 節 陸上における流出油災害予防対策

防災関係機関等と、陸上での流出油災害に対する予防対策について定める。

1 情報の収集・伝達

陸上において流出油災害が発生するか又は発生するおそれがある場合の情報の収集と伝達経路について定める。

第 2 節 陸上における流出油災害応急対策

防災関係機関等と、陸上での流出油災害に対する応急対策について定める。

1 防除活動

事故原因者及び消防機関等は、流出油の拡散防止、回収及び中和処理、火災の防止等の措置を講じる。

2 住民の安全確保

流出した油により、住民の生命及び保健衛生上に危害が生じたとき、又はそのおそれがあるときは、負傷者の救出、警戒区域の設定、避難勧告等、広報等の応急対策を実施する。

第 6 章 危険物等災害対策

■ 危険物等の定義

◇危険物	消防法第 2 条第 7 項に規定されているもの
◇高圧ガス	高圧ガス保安法第 2 条に規定されているもの
◇火薬類	火薬取締法第 2 条に規定されているもの
◇毒物・劇物	毒物及び劇物取締法第 2 条に規定されているもの

第 1 節 危険物災害予防対策・応急対策

危険物による災害の発生を防止するために、防災関係機関と連携して保安体制の強化を図る。

また、災害発生時の応急対策について定める。

第 2 節 高圧ガス災害予防対策・応急対策

事業所等における保安体制の確立の促進、保安意識の高揚を図り、高圧ガスによる事故の防止に努める。

また、災害発生時の応急対策について定める。

第 3 節 火薬類災害予防対策・応急対策

火薬類取扱事業所等における保安体制の確立の促進、保安意識の高揚を図り、火薬類による事故の防止に努める。

また、災害発生時の応急対策について定める。

第 4 節 毒物・劇物災害予防対策・応急対策

危害防止体制の確立の促進、危害防止意識の高揚を図り、毒物・劇物による事故の防止に努める。

また、災害発生時の応急対策について定める。

第 5 節 住民の安全確保のための体制整備

事業所や地域住民と連携して、危険物等災害に対し安全を確保するための体制の整備を図る。

第 7 章 原子力事故災害対策

- ◇ 本編における原子力事故災害対策は、愛媛県に所在する「伊方発電所」での事故を対象とする。
- ◇ 他の原子力発電所において事故が発生し、土佐町への影響があると予測される場合には、本編を準用して対応する。

第 1 節 原子力事故災害予防対策

1 情報連絡体制等の整備

平常時から原子力事故災害の発生に備え、町、県及びその他防災関係機関との間で、原子力防災に関する情報の収集や事故発生時の連絡、通報を円滑に行うための体制を整備する。

2 住民への情報伝達体制の整備

原子力事故災害の正確な情報を住民に対して確実かつ速やかに伝達できるよう、情報伝達体制の整備を図る。

3 広域的な避難対策等の整備

町及び県は、県内外からの避難者を想定し、一時的及び長期的に受入れ可能な避難所について、あらかじめ選定する。

4 緊急輸送活動等の整備

住民の避難にかかる人員の搬送や物資の輸送、さらに避難誘導や緊急輸送道路の確保等が必要となる場合に備え、防災関係機関との連携体制を整備する。

5 観光対策の整備

原子力事故災害発生時における空間放射線量率等の検査、測定結果を、各観光施設がインターネット等で広く情報発信できるよう体制を整備する。

第2節 原子力事故災害応急対策

1 住民への情報伝達

住民に対して、防災行政無線、広報車等のあらゆる情報伝達手段を活用して、原子力事故災害に関する状況や屋内退避等の指示など、必要に応じて、速やかに伝達する。

2 広報活動

原子力事故災害の現状や今後の予測、町の応急対策、住民のとるべき措置及びその他必要事項について、広く住民に向けて広報活動を実施する。

3 防護活動

(1) 屋内退避と避難

原子力事故災害の状況や放射性物質の拡散予測等を踏まえ、必要と認めた場合には、県からの要請に基づき住民への屋内退避又は避難等の指示を行う。

(2) 安定ヨウ素剤の配布と服用

必要と認めた場合には、県と協力し、対象となる住民へ安定ヨウ素剤を配布し、服用の指示を行う。

(3) 防災関係機関との連携

住民の避難や物資の搬送等、応急対策活動を迅速かつ円滑に行うため、県及び防災関係機関との調整を図る。

(4) 要配慮者への配慮

要配慮者について十分に配慮した応急対策活動を実施する。

4 緊急時のモニタリングの実施

本町の区域内の放射性物質の拡散状況を把握するため、県と調整の上、緊急時のモニタリングを実施し、空間放射線量率等の測定を行う。

5 住民の健康対策

(1) 食品等の検査と摂取制限

原子力事故災害が発生した場合は、県が実施する放射性物質に係るモニタリング検査や放射性物質の測定結果の提供を受け、速やかに住民に情報提供を行う。

なお、検査結果が厚生労働省の定める基準値を超え、又は超えるおそれがある場合には、食品等の出荷制限や摂取制限を行う。

(2) 医療体制の確立

医療機関と連携し、必要に応じて住民等のスクリーニング、被ばく線量の測定及び除染等を実施する。

(3) 相談専用窓口の設置

住民の心身の健康に関する相談に応じる窓口を設置する。また、避難生活者の心身の健康を確保するため、必要に応じ、避難所等における巡回相談を実施する。

6 広域的な避難対策と支援要請

(1) 県内での広域的な避難

県内の他市町村への避難が必要と判断した場合は、避難について、受入先となる市町村と、直接協議を行う。県は、必要に応じて、市町村間の調整を図る。

(2) 県外への避難

県外への避難が必要と判断した場合は、避難に関し、県に対して他都道府県と協議するよう要請する。

(3) 避難者の受入れ

県内の他市町村及び県外から避難者受入れの要請があった場合、町及び県は、調整の上、避難所の開設又は避難者用住宅の提供を行う。

(4) 生活支援と情報提供

住居や生活、医療、教育、保育、介護、障がい者支援など避難者の多様なニーズを把握するように努め、必要な支援を行う。

7 物資の調達と供給活動

備蓄物資及び調達した物資について、被災者への供給を行う。物資が不足した場合は、県にあっせんを要請する。

8 緊急輸送活動等

原子力事故災害発生後の応急活動を効率的に実施できるように、緊急度、重要度を考慮し、防災関係機関と連携し、緊急輸送活動を実施する。

9 食品・飲料水の検査と摂取制限

国及び県から指示があったとき、又は放射線被爆から住民を防護するために必要があると判断するときは、汚染飲料・飲食物の摂取制限などの措置を行う。

また、国及び県から指示があったときは、農林畜水産物の生産者、出荷機関等に、汚染農林畜水産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置を行う。

10 観光対策

検査、測定結果について、速やかにかつ分かりやすいように、広く公表するとともに、各観光施設においても情報発信できるよう情報提供を行う。

第3節 原子力事故災害復旧対策

1 緊急時のモニタリングの継続

県と協力し、周辺環境に対する全般的な評価等を行うためのモニタリングを実施し、空間放射線量率が平常時の状態に戻るまで継続する。

2 住民の健康対策

住民の健康に対する不安を払拭するとともに、メンタルヘルスケアの必要性も考慮し、対象とする地域を選定して、県及び医療機関をはじめとする関係機関と協力して、地域の住民を対象とする健康相談及び健康影響調査等を実施する。

3 放射性物質による汚染の除去等

国が示す除染基準や、放射性物質により汚染された廃棄物の処理方針に則って、県と協力し、必要な除染作業や汚染廃棄物の処理を実施する。

4 広域的な避難対策と支援

県と協力して、県内の他市町村及び県外からの避難者について、健康調査やメンタルヘルスケア及び生活上の困難等について、継続的に聞き取り調査等を行い、必要な支援を実施する。

5 風評被害への対策

県と協力し、農林水産物等の本町の区域内の産品について検査を継続するとともに、安全性の確認された品目については、関係機関と協力の上、本町の区域内外においてキャンペーンやイベントを企画するなど、本町の区域内の産品の適正な流通促進に努める。

第 8 章 その他の災害対策

1 健康危機

- (1) 食中毒や感染症、飲料水、有害物質等による健康被害の発生により住民の健康被害が発生した場合は、「高知県健康危機管理マニュアル」により対策を行う。
- (2) 健康被害の規模が大きく、町長がその必要を認めるときは、災害対策本部を設置し、総合的な応急対策を実施する。

2 予期しない原因による災害

予期しない原因による大きな被害が発生し、又は発生するおそれがある場合、町長がその必要を認めるときは、災害対策本部を設置し、総合的な応急対策を実施する。